

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定を
しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦
覧に供します。

平成23年9月30日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-005	平成23年 9月26日	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1, 21 番地の4から21番地の12まで, 53番地の1, 53番地の4から53番地の7まで, 54番地の 3から54番地の5まで, 54番地の7, 54番 地の13, 54番地の15から54番地の17ま で, 55番地, 55番地の5, 55番地の8から 55番地の10まで, 121番地から124番地 まで, 131番地から135番地まで, 137番 地から139番地まで, 141番地から148番 地まで及び150番地から152番地まで, 同区 桃山町山ノ下64番地の3, 65番地, 65番地 の4, 66番地の5から66番地の7まで, 68 番地, 90番地, 93番地の一部, 94番地の一 部及び95番地の一部並びに同区石田川向54番 地の3, 55番地の3, 55番の5, 55番の6, 57番の7から57番地の9まで, 70番地, 7 1番地及び74番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時4
5分から午後5時30分まで(ただし, 正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)